



# 鳥取県公報

平成 29 年 5 月 26 日 (金)  
号外第 5 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 公安規則	鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 (5) (生活安全企画課) . . . . . 2
--------	---

# 公安委員会規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 26 日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

## 鳥取県公安委員会規則第 5 号

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成 4 年鳥取県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第 105号）<u>、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第 81号。以下「ストーカー規制法」という。）</u>の規定により、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の事務の鳥取県警察本部長及び警察署長への委任について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(鳥取県警察本部長への事務の委任)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>公安委員会は、ストーカー規制法第17条第 1 項の規定により、次に掲げる事務を鳥取県警察本部長に委任する。</u></p> <p>(1) <u>ストーカー規制法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定による命令に関する事務（次条第 2 項第 1 号に掲げる事務を除く。）</u></p> <p>(2) <u>ストーカー規制法第 5 条第 2 項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞に関する事務</u></p> <p>(3) <u>ストーカー規制法第 5 条第 3 項の規定による意見の聴取に関する事務</u></p> <p>(4) <u>ストーカー規制法第 5 条第 6 項及び第 7 項（これらの規定を同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関する事務（次条第 2 項第 2 号に掲げる事務を除く。）</u></p> <p>(5) <u>ストーカー規制法第 5 条第 9 項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分に関する事務</u></p> <p>(6) <u>ストーカー規制法第13条第 2 項の規定による</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第 105号）<u>及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）</u>の規定により、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の事務の鳥取県警察本部長及び警察署長への委任について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(鳥取県警察本部長への事務の委任)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p>

<p><u>報告徴収等に関する事務（次条第2項第3号に掲げる事務を除く。）</u></p> <p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 公安委員会は、ストーカー規制法第17条第1項の規定により、次に掲げる事務を警察署長に委任する。</u></p> <p><u>(1) ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令（鳥取県警察本部長の名において処理することが適当であるものを除く。）に関する事務</u></p> <p><u>(2) 前号の命令に係るストーカー規制法第5条第6項及び第7項の規定による通知に関する事務</u></p> <p><u>(3) 第1号の命令に係るストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等に関する事務</u></p>	<p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第3条 略</p>
--	-----------------------------------

## 附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。